

【記入例】

標準報酬 産前産後休業・育児休業等 終了時改定申出書

フリガナ	キョウサイ ハコ			組合員証 記号番号	〇〇 - 〇〇〇
組合員氏名	共済 花子				
生年月日	昭・平	〇〇	年	〇〇	月
所属所	名称	〇〇市			
	所在地	〇〇市〇〇町1			
産前産後・ <u>育児休業</u> 承認期間	休業開始日			休業終了日	
	平成	年	月	日	平成 年 月 日
産前産後・育児休業 に係る子の氏名	フリガナ	キョウサイ 伊吹		生年月日	平成 〇〇年 〇月 〇日
	氏名	共済 一郎		性別	男・女
産前産後・育児休業等終了前の標準報酬	16		級	260 千円	
産前産後	地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。				
育休 ✓	地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。				
山口県市町村職員共済組合理事長 様 平成 △△年 △△月 △△日 該当する方に印を付けてください。 住所 〇〇市〇〇町1-1 氏名 共済 花子					
【添付書類】 ・休業終了日が確認できる書類（復職辞令の写し等） 【注意事項】 ・産前産後休業終了時改定については、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は対象になりません。 ・育児休業等終了時改定については、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は対象になりません。					

※「産前産後及び育児休業終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である場合、当該月を除いて算定します。また、育児短時間勤務により要勤務日数が17日未満とされるものは、要勤務日数の4分の3に相当する日数以上勤務した場合は、支払基礎日数が17日以上であるとみなします。

共済組合 記入欄	標準報酬改定月	年	月	平均額
	改定後標準報酬	級	千円	